



指 示

平成26年3月10日

田村市長 殿
写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

田村市における平成23年3月12日の原子力災害対策本部長指示により設定された避難指示区域について、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、平成26年4月1日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上